

○調達価格等算定委員会令

(平成二十三年十一月九日政令第三百三十七号)

内閣は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)第三十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

(庶務)

第一条 調達価格等算定委員会(次条において「委員会」という。)の庶務は、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課において処理する。

(委員会の運営)

第二条 前条に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第一条第二

号に掲げる規定（附則第五条の規定を除く。）の施行の日（平成二十三年十一月十日）から施行する。

（経済産業省組織令の一部改正）

第二条 経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第一百七条中「省エネルギー及び新エネルギーに関する政策に関する事務」を「次に掲げる事務」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 省エネルギー及び新エネルギーに関する政策に関すること。
- 二 調達価格等算定委員会の庶務に関すること。

第一百六条中「新エネルギーに関する政策に関する事務」を「次に掲げる事務」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 新エネルギーに関する政策に関すること。
- 二 調達価格等算定委員会の庶務に関すること。